

連 絡 書 (No. 6)

令和3年6月22日

市内 居宅介護支援事業所
地域包括支援センター
福祉用具貸与事業所 御中

「福祉用具貸与に係る確認書」の様式変更について

日頃より、介護保険制度の運営にご協力いただきありがとうございます。

軽度者に係る福祉用具貸与については、原則として費用算定できないこととなっておりますが、例外として老企第36号第2の9(2)に基づき、厚生労働大臣が定める基本調査の結果に該当する場合や医師の医学的な所見等に基づき貸与の必要性が判断され、市が書面にて確認している場合には、費用算定が可能となっております。

今回、改めて老企第36号第2の9(2)を確認したところ、一部市の確認が不要な部分があったため、取扱い及び様式について変更しますのでご確認ください。

記

1 変更日

令和3年7月1日から

2 変更点

次の要件に該当する者について、市への確認書の提出を不要とします。

これに伴い、様式を変更しましたので、取扱いについて別紙をご確認ください。

貸与種目	厚生労働大臣が定める者のイ
車いす及び車いす付属品	(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者
移動用リフト	(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者

3 その他

今回の変更に伴い、令和元年8月9日付連絡書No. 8「軽度認定者の福祉用具貸与に係る確認書について」についても一部修正しましたので、再度ご確認くださいよう願います。

所沢市福祉部介護保険課
給付担当
TEL : 04 (2998) 9420